

人吉市自動体外式除細動器（A E D）貸出要項

（趣旨）

第1条 この要項は、人吉市（以下「市」という。）で開催されるイベント（以下「イベント」という。）においてA E Dを貸し出すことにより早期の救命処置ができる環境の整備を行い、市民の安全と安心を確保するため、市が所有する自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象行事）

第2条 A E Dの貸し出すことができるイベントは、次の各号のいずれかの要件を満たすイベントであるものとする。

- (1) 市の公共施設で開催されるイベントであること。
- (2) その他教育長がA E Dの貸出しを必要と認めたイベントであること。

（貸出期間）

第3条 A E Dの貸出期間は、イベントの開催期間（当該開催期間の開始日前2日及び末日後2日を含む。）とする。ただし、教育長が特別な事由があると認めた場合は、当該期間を延長することができる。

（借用の申請）

第4条 A E Dの貸出しを希望するイベントの代表者（以下「申請者」という。）は、人吉市自動体外式除細動器（A E D）借用申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

（貸出の承認）

第5条 教育長は、申請者から前条の申請があったときは、これを審査し、貸出しを承認する場合には、人吉市自動体外式除細動器（A E D）貸出承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（貸出中の管理）

第6条 前条の通知書の交付を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、A E Dを常に良好な状態で保管するよう努めるものとする。

- 2 使用者は、前条の通知書の留意事項を遵守し、貸出しを受けたA E Dは転貸してはならない。

（費用負担）

第7条 A E Dの貸出しは、無償とする。ただし、A E Dの消耗品を使用した場合における当該消耗品に係る費用は、使用者が負担するものとする。

（損害賠償責任）

第8条 A E Dの貸出期間中に生じた損害は、使用者の負担とする。た

だし、その損害が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 A E Dの使用により第三者に与えた損害については、使用者が当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年9月27日から施行する。